

診療報酬(検体検査関連)についてのお知らせ

謹啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別なご愛顧を賜り厚くお礼申し上げます。

このたび厚生労働省保険局医療課長発通知(平成27年1月30日付.保医発0130第1号.平成27年2月1日適用)により、下記の検査項目の保険請求が可能となりましたのでご案内申し上げます。

謹白

◎新たに保険収載された検査項目

項目名	保険点数	区分
IgG ₂	388点	区分番号「D014」 自己抗体検査 (免疫学的検査)

ア IgG₂は、区分番号「D014」自己抗体検査「29」IgG₄の所定点数に準じて算定する。

イ 本検査は、ネフェロメトリー法による。

ウ 本検査は、原発性免疫不全等を疑う場合に算定する。なお、本検査を算定するに当たっては、その理由及び医学的根拠を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

【ご注意】今回、2月1日適用で保険算定が認められた試薬はシーメンスヘルスケア・ダイアグノスティクス社製「N-抗血清 IgGサブクラス」です。現在、弊社が受託しておりますIgG₂(依頼コードNo.792)の使用試薬は、MBL社製「IgGサブクラス BS-NIA IgG₂」であり、2月1日からの保険算定項目には該当しませんのでご注意ください。
なお、MBL社製試薬につきましては3月3日付で適用、保険算定可能となりますのでよろしくごお願い申し上げます。

項目名	保険点数	区分
BRAF V600	6,520点	区分番号「N005-2」 ALK融合遺伝子標本作製 (病理診断)

ア BRAF V600は、区分番号「N005-2」ALK融合遺伝子標本作製の所定点数に準じて算定する。

イ 本検査は、根治切除不能な悪性黒色腫患者に対して、BRAF阻害剤の投与の適応を判断することを目的として、リアルタイムPCR法により行った場合に、当該薬剤の投与方針の決定までの間に1回を限度として算定する。

* なお、「BRAF V600」につきましては2月19日付で厚労省より判断料の訂正通知が発表されております。弊社Information No.2015-11をご参照願います。



株式会社 **ビー・エム・エル**
 本社：〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-21-3
 総合研究所：〒350-1101 埼玉県川越市の場1361-1
 ☎ 049(232)3131 FAX 049(232)3132



電子カルテはビー・エム・エル

